平成２７年（再イ）第２３号
京都市北区紫野北舟岡町22番地　コスモ紫野302号
再生債務者　井上　昌巳
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月21日まで
平成27年６月23日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再イ）第５号
徳島県板野郡藍住町住吉字千鳥ケ浜42番地25、旧住所徳島市中吉野町４丁目20番地の16
再生債務者　天本　利勝
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月21日まで
平成27年６月22日　　徳島地方裁判所民事部

平成２７年（再イ）第１７号
広島市佐伯区五日市町大字上河内511番地
再生債務者　山崎　　弘
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月21日まで
平成27年６月23日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２号
山口市宮野下3295番地１、前住所山口市小郡上郷5266番地　リビングタウンふしのがわ201号
再生債務者　田増　勇生
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月21日まで
平成27年６月22日　　山口地方裁判所

平成２７年（再ロ）第３号
香川県高松市木太町3465番地４
再生債務者　毋倉　義晴
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月21日まで
平成27年６月23日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（再イ）第４４号
愛媛県上浮穴郡久万高原町仕出2054番地１
再生債務者　梅木　敏和
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月21日まで
平成27年６月23日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第２５号
埼玉県羽生市東３丁目49番26号　ユートピアＣ202
再生債務者　畠田　裕三
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成27年６月22日
さいたま地方裁判所熊谷支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第８号
宮城県多賀城市山王字中山王47番地の９
再生債務者　大村　　昇
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月21日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月３日から平成27年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第３号
徳島県徳島市南佐古七番町８番32号、旧住所徳島県徳島市八万町中津山１番地の２
再生債務者　浦　　幸弘
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月21日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月４日から平成27年８月11日まで
徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００１４号
東京都東大和市清水３丁目886番地の11上埜方
再生債務者　池上　麻理(開始決定時の姓田中)
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年６月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年７月14日まで
平成27年６月23日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（再ロ）第１号
大分市大字皆春1612番地の１　ヴェルディ皆春壱番館608
再生債務者　佐藤　義幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年５月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年７月14日まで
平成27年６月23日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１号
長野市若穂川田526・528番地
再生債務者　牧野　　守
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月22日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再ロ）第１号
秋田県北秋田市新田目字屋布岱26番地
再生債務者　齊藤　　力
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月23日　秋田地方裁判所大館支部

厚生年金基金分割公告

アジレント・テクノロジー厚生年金基金は分割の認可を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第41条の２第２項の規定により次のとおり公告する。
１．分割認可年月日　平成27年４月１日
２．分割により設立された基金の名称及び所在地
キーサイト・テクノロジー厚生年金基金　東京都八王子市高倉町９番１号
平成 27 年７月１日
東京都八王子市高倉町９番１号
アジレント・テクノロジー厚生年金基金
理事長　田崎　克也

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は平成二十七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年六月二十六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.yokogawa-bridge.co.jp/publicnotice/index.html
（乙）http://www.yokogawa-kouji.co.jp
平成二十七年七月一日
千葉県船橋市山野町二七番地
（甲）株式会社横河ブリッジ
代表取締役社長　籐井　久司
東京都豊島区西巣鴨四丁目一四番五号
（乙）横河工事株式会社
代表取締役社長　名取　　暢